

白剣会 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月4日

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に留意し、稽古を安全に行うためにこのガイドラインを作成し、稽古参加者及び見学者は遵守するものとする。剣道の稽古がいわゆる「3密（密閉，密集，密接）」に該当する恐れがあり，又新型コロナウイルスの感染源となりうる口からの飛沫飛散が非常に多いという事実を踏まえ，対策を講じた上で稽古を行う。
- (2) 稽古に際しては，全日本剣道連盟の「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」，白子小学校及び鼓ヶ浦中学校の「体育施設開放利用に関する新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を周知し，遵守するものとする。

☆ 稽古前について

- (3) 稽古参加に際しては，事前に検温を行い，育成会に提出するものとする。これは，稽古への参加者のみならず，保護者等の見学に関しても同様とする。
指導者及び育成会は，稽古内容や参加者についてまとめ，当該校の施設開放委員会へ提出する。
- (4) 稽古の参加者は，50名程度とする。参加人数が多い場合は，保護者の見学について，体育館外での待機をお願いすることがある。
- (5) 基礎疾患のある者は稽古に参加しない。
 - ① 基礎疾患のある者とは，「糖尿病，心不全，慢性閉塞性肺疾患（COPD），透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。
 - ② やむを得ない事情があつてこれらの者が稽古に参加しようとする場合は，あらかじめ主治医の了解を得ること。
- (6) 以下の条件に該当する者は稽古に参加しない。
 - (ア) 体調がよくない場合
 - ① 発熱，咳，咽頭痛などの症状がある場合
 - ② 症状がなくても感染している場合があるので，体調が普段と異なる時は，稽古への参加を慎重に判断すること
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去14日以内に政府から入国制限，入国後の観察期間を必要とされている国，地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (エ) 会員以外の者（当面）
- (7) 稽古に参加する者は，自宅と稽古場所の往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- (8) 稽古前に，手洗い，うがい，アルコールによる手指の除菌を行う。
- (9) 着替えはできるだけ自宅で行う，又は更衣室を交代で使用する等，更衣室の密集を避ける。
- (10) 防具の置き場所，整列等原則1m以上の間隔を開け，不要な会話は極力控える。
- (11) 当面，稽古の前の雑巾がけは行わず，稽古後にモップがけを行う。

☆ 稽古について

- (12) 準備体操、素振り等は、原則一列となって同じ方向を向き、向かい合わない。やむなく向かい合う場合又は2列以上になる場合はおよそ2mの距離を取る。発声も極力控える。
- (13) 面を付けての稽古を行う者は、飛沫の飛散防止等のため、装着した者から相手への飛沫の飛散を防止するため、必ずマスク（以下「面マスク」）やシールドを着用する等の対策を行う。
- (14) 元立ちは、原則2m間隔を開ける。
- (15) 発声は極力ひかえる。鏝競合いの場合、発声は行わない。
- (16) 当面は、休止期間中の体力の低下などを考慮し、稽古時間の短縮、稽古内容の配慮を行い、徐々に運動強度を上げていく。
- (17) 稽古は1時間を目安とし、30分に1回5分程度、窓の開閉や送風機を使用し、十分に換気を行う。
- (18) 熱中症に注意し、水分の補給を充分に行う。
- (19) 休憩時間は、マスクを着用し、過度な接触は避ける。

☆稽古後について

- (20) 稽古終了後は、使用済みのシールド、面マスクをビニール袋に入れて持ち帰り、洗浄、除菌を行う。
- (21) 稽古後も、手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。
- (22) 剣道具、竹刀、手ぬぐい、タオル、その他剣道に關係する用具は、共用しない。
- (23) 共用道具類、体育館等の出入り口のドアノブ、窓のロック・サッシ、モップの柄、その他稽古参加者が接触する箇所は、稽古前後にアルコール等で除菌を行う。

☆その他

- (24) 出稽古、残り稽古は当面禁止する。
- (25) 稽古の参加者（見学者含む）が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに会長に報告する。
- (26) 育成会のミーティングに関しても、充分に間隔を開け行う。
- (27) 見学に際しても、十分に間隔を開ける。

※) このガイドラインは、新型コロナウイルスの流行状況の変化や、日本政府や県、市などの方針、全日本剣道連盟のガイドラインの変更等により、変更をしていきます。